

「中小企業総合展 in Gift Show 2021」 出展申込について（1/3）

1. 募集対象

■出展募集対象

ギフト関連商品（食品・飲料分野を除く）を企画開発・製造されている中小企業者^(注1)（90社）

(注1) 中小企業とは(中小企業基本法より)

- 製造業、その他・・・資本金3億円以下または従業員300人以下
- 卸売業・・・資本金1億円以下または従業員100人以下
- 小売業・・・資本金5,000万円以下または従業員50人以下
- サービス業・・・資本金5,000万円以下または従業員100人以下

※日本に法人登録している外資企業で、上の範囲に該当する企業は中小企業とみなします。

※上の範囲に該当する中小企業でも、以下のいずれかに該当する企業（みなし大企業）は対象に含まれません。

- 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人
- 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人
- 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を含めている法人

※屋号を持っている個人は、中小企業とみなします。

※事業協同組合、企業組合、協業組合も対象に含まれます。

※第三者の商品を仕入れて販売する、卸売業・小売業は対象外となります。

2. 小間仕様と出展料

■小間仕様

間口2.0m×奥行1.5m×高さ2.7m（3.0㎡） ※実際の寸法とは異なる場合があります。

●小間の標準装備は以下のとおりです。

背面パネル、側面パネル、社名板（パラペット型）1枚、床面パンチカーペット、
展示台1台、LEDスポットライト2灯、電源コンセント（100ボルト×2口）

※パンチカーペットは、事務局が指定する色です。

■出展料

1小間あたり 3日間 45,222円（税込）

ただし、自然災害等で事業活動に影響を受けた中小企業を支援するため、「災害救助法の適用を受けた被災地域に自らの工場・倉庫・生産設備等の事業用資産を有し、かつ激甚災害の被害を受けた中小企業」が出展する場合、復興を支援するための措置として出展料を免除します。対象は、2019年4月1日から「中小企業総合展 in Gift Show 2021」会期末（2021年2月5日）までに発生した自然災害等です。

出展料免除措置要件に該当する中小企業は、出展募集時あるいは出展確定後2021年2月8日までに、被災地域に有する自らの事業用資産を対象とした罹災証明書、罹災届出証明書、被災証明書等の公的証明書を写しを添付して、中小企業総合展 in Gift Show 2021 事務局に申請することで、出展料の免除（納入済の場合は返金）を受けることができます。また、中小機構等方針変更により、取扱い内容を改廃する場合があります。

※必ずしも出展をお約束するものではありません。

■申込小間数

1社あたり、1小間の申し込みのみ

※複数の小間を申し込むことはできません。

3. 申込方法

別紙の「出展規約」に同意の上、[申込フォーム](#)にアップロードしてください。

※申込フォームにアップロードできない場合は、「8.お問い合わせ先」までご連絡ください。

「中小企業総合展 in Gift Show 2021」 出展申込について（2/3）

4. 申込締切

2020年10月16日（金） ※10月2日（金）から延長

※17：00まで

5. 提出書類等

■提出書類

（1）出展申込書・・・1部

※出展申込書の必要事項は漏れなくご記入ください。

（2）添付資料・・・各1部、写真は2点

（i）会社案内

（ii）展示製品・商品の説明カタログ

（iii）出展者ガイドブック及びWebに掲載する画像、2点

画像① 展示製品・商品の写真

印刷サイズ：縦25mm×横25mm（予定）、WEB掲載サイズ：縦400ピクセル×横400ピクセル以上

画像② 原則、使用シーンの写真（製品・商品パッケージが入っていても可）

印刷サイズ：縦53mm×横85mm（予定）、WEB掲載サイズ：縦600ピクセル×横980ピクセル以上

○写真は出展者ガイドブック及び展示会のWEBサイトに掲載いたします。商品の魅力が伝わる画像をお送りください。

○写真（デジタルデータ）はJPGまたはPNGの画像データでご提出ください（GIF及びPDFは不可）。

○WEB掲載のため、ある程度拡大しても粗くならない画像をお送りください。

○説明文等、文字が入っている画像（製品・商品のラベルは除く）は添付しないでください。

（3）その他添付資料・・・被災した事実を確認できる資料（罹災証明書等、該当企業のみ）

■注意事項

※アップロードする写真は、1点あたり10MB以内としてください。

※カタログ等の資料も審査対象となりますので、必ず提出するようお願いいたします。

※商品現物およびサンプル品は提出しないでください。

※ご応募いただいた申込書・添付資料・写真等は、審査の可否に関わらず返却いたしません。

※ご記入いただいた出展者情報は適切に管理します。

（展示会の運営、中小機構が行う諸事業のご案内のために利用する場合があります。）

6. 出展者の決定方法

■申込完了

申込書および必要資料等の提出をもって申込が完了したことになります。

事務局が申込書を受付けた時点で、受付完了のメールをお送りいたします。

■出展者の決定方法

出展者は、応募者から提出された出展申込書等をもとに、外部専門家等から構成される審査委員が、

厳正かつ公正な審査を行い、評価点の高い順に総合的に決定いたします。

■主な審査項目

展示する製品・商品の「特徴、新規性、独創性、競争優位性、実績」、「PR力」、「市場適合性、価格競争力」、「出展意欲」、「信頼性・安全性」など

■出展決定通知等

審査の結果は、11月中旬を目途に書面にて通知いたします。

審査結果に関するお問い合わせには一切お答えできません。

「中小企業総合展 in Gift Show 2021」 出展申込について（3/3）

7. 注意事項

■注意事項について

詳細は出展規約をご覧ください。

出展申込の時点をもって、出展募集要項、出展申込について、出展申込書に記載された全ての事項及び出展規約に同意したものといたします。

- 主催者（中小機構、以下同）及び事務局は、天災地変等のやむを得ない理由、新型コロナウイルス感染症等の感染防止などの社会要請上やむを得ない理由により、本展示会の全てまたは一部を中止・変更することができます。
- 本展示会は企業間取引を前提とした商談を目的としているため、出展者が小間内を含む会場内で展示物その他物品（サンプル品を含む）を販売又は有料で提供することはできません。
- 出展者が本規約及び別途定める出展者マニュアル等の規定に違反した場合、また、事務局がその他不適切と判断した場合、会期前、会期中にかかわらず事務局はその出展者の出展を中止させることができます。
- 展示品の管理は、出展者の責任において行ってください。主催者及び事務局は、展示品の損害、盗難、紛失、破損等について一切責任を負いません。
- 本展示会におけるアイデアの模倣及び商談等に関するトラブルについて、主催者及び事務局は一切の責任を負いません。展示内容に関して、紛争、訴訟、異議申し立て、その他の問題が発生した場合、出展者は自己の責任と費用負担のもとに解決するものとし、主催者及び事務局は一切の責任を負いません。
- 出展決定の通知を受けた後の出展取消・解約は原則として認められません。なお、本展示会に限り、出展者の従業員に新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染者が発生した場合、または同感染症の濃厚接触者が発生したことにより、出展をキャンセルする場合には、その事実を書面により事務局に提出することで出展をキャンセルすることができます。
- 事務局は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関して、会期までに国、自治体、及び会場が制定するガイドラインに基づき出展に関する規則を別途定めます。出展者は、会期前後及び会場内外において、この規則に従っていただきます。

8. お問い合わせ先

中小企業総合展 in Gift Show 2021 事務局 [株式会社 J T B 内]

電話番号 : 03-6635-1952 (平日 9 : 30 ~ 17 : 30)

メールアドレス : giftshow2021@jtb.com (電子メールからの申し込みはできません)

※当事務局は、独立行政法人中小企業基盤整備機構より株式会社JTBが事務局業務を受託し運営しております。